

平成30年12月 5日 開会

平成30年12月14日 閉会

# 平成30年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

12月5日（水）	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第49号について（提案説明・採決）	4
議第50号について（提案説明・委員会付託）	5
議第51号について（提案説明・委員会付託）	6
議第52号について（提案説明・委員会付託）	8
議第53号について（提案説明・委員会付託）	9
議第54号について（提案説明・委員会付託）	11
議第55号について（提案説明・委員会付託）	13
議第56号について（提案説明・委員会付託）	17
議第57号について（提案説明・委員会付託）	18
議第58号について（提案説明・委員会付託）	19
散会	20
会議録署名議員	21
12月14日（金）	
議事日程	23
議長及び出席議員	23
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	24
職務のために出席した者	24
開議	25

会議録署名者決定	25
一般質問	25
6番 大平文雄議員	25
7番 岩田讓治議員	28
1番 西松幸子議員	32
5番 小川文雄議員	37
委員会報告	42
議会改革特別委員会	42
民生文教常任委員会	42
総務産建常任委員会	43
議第50号について（質疑・討論・採決）	44
議第51号について（質疑・討論・採決）	44
議第52号について（質疑・討論・採決）	45
議第53号について（質疑・討論・採決）	45
議第54号について（質疑・討論・採決）	45
議第55号について（質疑・討論・採決）	46
議第56号について（質疑・討論・採決）	46
議第57号について（質疑・討論・採決）	46
議第58号について（質疑・討論・採決）	47
議第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）	47
議第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）	48
閉会	49
会議録署名議員	50

平成30年12月5日（第1日）

議 事 日 程 (平成30年12月 5 日第 1 日)

- 日程第 1 会議録署名者決定
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議第49号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第 4 議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定について
- 日程第 5 議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第 9 議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第10 議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第11 議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古 澤 榮 一

○出席議員 (10名)

1 番	西 松 幸 子	2 番	碓 井 昭 夫	3 番	西 松 巖
4 番	安 井 忠	5 番	小 川 文 雄	6 番	大 平 文 雄
7 番	岩 田 讓 治	8 番	古 澤 榮 一	9 番	山 中 美 恵 子
10 番	渡 邊 明 博				

○欠席議員 (なし)

1、地方自治法第121条第 1 項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平

総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
会計管理者	堀芳弘	税務課長	坂優
住民環境課長	吉村等	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	産業振興課長	岡田立
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	土岐寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席人員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回安八町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 西松巖君、4番 安井忠君に指名をいたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの10日間にすることに決定しました。

---

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは、町政発展のために格別の御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

ことしは、安八町にとって町の歴史に残る念願の夢のかけ橋、未来につながる安八スマートインターチェンジが3月24日に開通しました。安八スマートインターチェンジを核としたまちづくりを進め、ストック効果が最大限発揮できるよう今後も取り組んでまいります。

また、平成27年に第五次総合計画がスタートし、ことしは前期4年の最終の年に当たります。前期の計画を見直し、後期4年の基本計画を策定します。

町財政にとって厳しい時期となっておりますが、総合戦略を基盤に、若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりのために、一層努力をいたす所存でございます。

議員の皆様の一層の御指導、御協力を賜りたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、本日御提案させていただきました主な案件ですが、任期満了に伴う固定資産評価審査委員の選任同意の人事案件を初め、条例制定、改正並びに平成30年度補正予算など10議案でございます。

個々の案件につきましては担当課長より御説明をさせていただきますので、それぞれ十分御審議いただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いをいたします。説明は、簡単明瞭をお願いをいたします。

---

議長 日程第3、議第49号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは議第49号につきまして、まず議案を朗読させていただきます。その後、説明をさせていただきます。

議第49号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町城3丁目15番地の2。氏名、大山正行。生年月日、昭和28年11月9日生まれ。

今回、提案させていただきます大山正行さんが、平成30年12月23日をもって任期満了となります。引き続き大山さんを選任し、御同意をお願いするものであります。

大山さんは、長年公務員として勤務されてこられ、税務関係にも非常に詳しい方で、人格・識見とも高く、委員として適任であると考えます。

大山さんの選任の同意について、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

議 長 日程第4、議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、3ページをお願いいたします。

議第50号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定について。

安八町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者支援に関する施策の策定及び犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための給付金の支給について規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町犯罪被害者等支援条例。

以下は、条例本文でございます。

第1条は、本条例の目的を規定しております。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条においては、本条における用語の意義を説明するものでございます。

第3条は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を規定しております。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第4条、町の責務といたしまして、町は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

次の2項では、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関と連携及び協力しなければならないと規定しております。

第5条及び第6条は、それぞれ町民、事業者の責務を規定しております。

第7条は、町は、犯罪被害者等を支援するため必要な情報を提供し、相談を総合的に行う窓口を設置することを規定しております。

第8条は、犯罪等に起因する経済的負担の軽減等を図るために、経済的な支援等について規定しております。

7ページをお願いいたします。

第9条は、町は、二次的被害の防止など犯罪被害者等を支援するため、必要な広報及び啓発を行うことを規定しております。

第10条は、町は、犯罪被害者等の支援を行うための人材を育成するため、職員の各種研修等への参加を推進することを規定しております。

第11条においては、本条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることを規定しております。

最後に附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第50号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第5、議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 9ページをお願いいたします。

議第51号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。議案資料をお願いいたします。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表です。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。

議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきましては、平成30年分の12月支給分について、支給割合を100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、平成31年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。これにより、年間の支給月数は4.45カ月となるものでございます。

最初の議案書本文、11ページにお戻りください。

附則となります。

この条例は公布の日から施行し、第1条の規定については平成30年4月1日から適用し、第2条の規定については平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第51号は、会期内の総務産建常任委員会で審査をしていただくこと、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第6、議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第52号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑みまして、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料で御説明をさせていただきますので、議案資料をお願いいたします。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表。

上段が第1条の関係、下段が第2条関係で、いずれも右列が改正後となっております。

常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきましては、平成30年分の12月支給分について、支給割合を100分5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきましては、平成31年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するものでございます。これによりまして、年間の支給月数は4.45カ月となるものでございます。

先ほどの議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。15ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、第1条の規定については平成30年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第52号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくこと、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第7、議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第53号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の給料表及び勤

勉手当の支給率等の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。議案資料の7ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例。

第1条関係に係ります新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

本年の人事院勧告のポイントといたしましては、平均改定率が約0.2%の給料表の改定、ボーナスの0.05カ月分の引き上げが行われました。

まず7ページの第9条の2において、初任給の調整手当の改定を行うものです。第1号である職員は41万4,800円、第2号の職員は5万800円とするものでございます。

次に、第18条において宿日直手当の改定を行うものです。

宿日直勤務の対象職員には、その勤務1回につき4,400円とするものでございます。

これ以降の改定内容は、人事院勧告に伴う所要の改定を行うものであります。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第18条の6におきまして、勤勉手当の引き上げを行います。

0.05カ月分の引き上げ分については、勤務実績に応じた給料を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

第18条の6第2項第1号における一般職について、12月支給分について0.05カ月分となる100分の5を引き上げ、一般職は100分の95、特定管理職員にあつては100分の115とするものであります。

第2号では、再任用職員について定めるものであります。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

給料表の改定です。

1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定、そのほかについてはそれぞれ400円の引き上げを基本に改定をするものであります。

この後の15ページまでの左のページが改正前、右のページが改正後の給料表となります。

16ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例第2条関係に係る新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第18条の3第2項において、平成31年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。一般職員については100分の130、特定管理職員にあつては100分の110とするものであります。

第3項では、再任用職員について規定するものでございます。

次に、16ページから17ページにわたりまして、第18条の6第2項第1号において、平成31年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分するものであります。一般職員については100分の92.5、特定管理職員にあつては100分の112.5とするものであります。

第2号では、再任用職員について定めるものであります。

これにより、年間の支給月数は4.45カ月となるものであります。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思ひます。25ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は公布の日から施行し、第1条の規定については平成30年4月1日から適用し、第2条の規定については平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第53号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第8、議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 27ページをお願いいたします。

議第54号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定について。  
安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、安八町認定こども園の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例。

来年4月1日から開設予定の認定こども園への移行を進めるため、新たに必要な事項を定めるものでございます。

第1条では、就学前の子供に対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援を行うため、認定こども園法第3条第1項に規定する保育所型の施設として設置する旨を定めるものでございます。

第2条は、園の名称とその位置について定めるものです。

第3条は、認定こども園法に規定されます事業のうち、こども園で実施する事業について定めるものでございます。

第4条は、こども園への入園資格について定めるものでございます。

第5条は、こども園の保育料及び利用料の徴収に関して定めるものでございます。

30ページをお願いします。

第6条は、保育料等の減免規定について定めるものでございます。

第7条は、こども園の管理について基本原則の規定を定めるものでございます。

第8条は、委任規定を定めております。

附則といたしまして、第1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。

第2項、本条例の制定により、現行の安八町保育所の設置及び管理に関する条例は廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第54号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第9、議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第55号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,873万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,653万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

33ページは歳入、34ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額59億780万2,000円に補正額2,873万6,000円を追加し、59億3,653万8,000円とするものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

36ページの下から2段目、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基

金繰入金、補正額1,055万7,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰り入れを行うものでございます。

続いて37ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、議会費の節区分1の報酬及び総務費以降の節区分の2の給料、3の職員手当等、4の共済費の人件費関係につきましては、本年8月10日付で一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づきまして、本議会に上程させていただいております安八町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして増額をお願いするものでございますので、御説明は省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

37ページの上から2番目の表でございますが、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額74万5,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入4万8,000円は、総合賠償保険から4万8,000円でございます。節区分の負担金、補助及び交付金13万5,000円は、今回の人事院勧告に基づく給料の改定により、退職手当組合負担金の補正をお願いするものでございます。

続いて、節区分、補償、補填及び賠償金4万8,000円は、平成30年10月の町道の陥没によります車両損傷事故により、安八町が相手方に対しまして損害賠償金を支払うものでございます。

議 長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 続きまして、38ページをお願いいたします。

38ページの中段の表でございます。

款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額2万5,000円。節区分、役務費3,000円、使用料及び賃借料の2万2,000円でございます。こちらにつきましては、郵便局に設置いたしますファクスの設置経費で、1カ月分のリース料となっております。

また、その下段の表でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、国民年金事務経費、補正額77万8,000円。節区分、委託料77万8,000円でございます。こちらにつきましては、国民年金事務の届け出書の電算化に伴いましてシステム改修を行います、そち

らの委託料でございます。また、財源といたしましては、国庫支出金、民生費委託金、国民年金事務委託金77万7,000円でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 引き続き、38ページの下段をお願いいたします。

目、福祉医療費、補正額、増額の607万円。福祉医療に係る事務経費で、節区分の扶助費は、乳幼児医療費対象者の入院費用及び未熟児養育医療費の対象者の増加による不足分を補うものでございます。特定財源の国県支出金314万円のうち国庫支出金21万円は、未熟児養育医療費負担金、そして県支出金の293万円は、未熟児養育医療費負担金10万5,000円及び福祉医療費助成事業補助金282万5,000円でございます。

続きまして39ページ、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の1,786万8,000円。節区分の扶助費は、身体障害者の方に係る給付費用について、利用者数及び利用日数の増加による不足分を補うものでございます。特定財源の国県支出金のうち国庫支出金893万3,000円は、障害者自立支援給付費負担金508万円及び障害児入所給付費等負担金385万3,000円でございます。そして、県支出金の446万6,000円は、障害者自立支援給付費負担金でございます。

続いて、目の地域包括支援センター費、補正額、増額の170万円。節区分の扶助費は、ひとり暮らし老人助成事業及び高齢者いきいき住宅改善助成事業で、いずれも対象者が増加したことによる予算の不足分を補うものでございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 引き続き、議案書39ページをお願いいたします。

最下段の款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額49万1,000円でございます。全て負担金、補助及び交付金でございます。財源内訳は県支出金57万5,000円で、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金49万1,000円と、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金8万4,000円でございます。

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金49万円1,000円は、台風21号と北海道胆振東部地震に限り、農業施設等が被害をこうむった場合、修理にかかる経費の2分の1の範囲内で国が補助していただけるもので、今回1件の申請がありましたので補正をお願いするものでございます。

また、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金8万4,000円につきましては、毎年各地区においてジャンボタニシの駆除を行っていただいておりますが、その成果に対し当該基金事業の中の外来生物対策補助金を受けることができましたので、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 40ページをお願いいたします。

款、商工費、項、商工費、目、商工業振興費、補正額21万4,000円。節区分、負担金、補助及び交付金。交付金につきましては、企業立地促進事業といたしまして工場等設置奨励金交付金でございます。奨励金の額が確定いたしましたので、お願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 引き続き、最下段をごらんください。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額はゼロでございます。節区分として給料、減額の77万5,000円。共済費の共済組合負担金、減額の10万6,000円でございます。

また、41ページに移っていただきまして、共済費の社会保険料、増額の10万6,000円。賃金、増額の77万5,000円です。これは、正職員が1名退職し、臨時職員を1名採用したことによる給与の組みかえでございます。

続きまして、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の12万円。節区分として、備品購入費12万円でございます。これは、町内企業からの寄附金として、名森小に寄附をいただいたものでございます。特定財源は、その他寄附金で12万円でございます。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の12万円。節区分といたしまして、備品購入費12万円です。これも、町内企業からの寄附で、登龍中学校への寄附をいただいたものでございます。特定財源は、その他寄附金で12万円でございます。

以上、一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第55号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第10、議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第56号を朗読説明させていただきます。

議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,073万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、45ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出の款項ごととなっております。歳入歳出とも補正前16億3,273万5,000円、補正額、増額の800万円、計としまして16億4,073万5,000円です。

裏面の46ページをお願いいたします。

上段が歳入、下段が歳出の内訳でございます。

下段の歳出の内訳で御説明いたします。

款、保険給付費、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額800万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金800万円でございます。

一般被保険者の高額療養費の増加見込みのため、負担金として800万円補正いたします。財源といたしましては、上段の表にございますように県支出金、県補助金、保険給付費等交付金の800万円でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第56号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は会期内の民生文教常任委員会で審査をしていただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第11、議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の47ページをお願いいたします。

議第57号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

安八町は、今回、10月24日に発生しました町道の陥没によります車両のタイヤ及びバンパーの損傷事故に関しまして、相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして御説明申し上げるものでございます。

記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要については、平成30年10月24日午後7時ごろ、安八町大野307番3地先で、町道の陥没により相手方の乗用車のタイヤ及びバンパーが損傷したものでございます。

3. 和解の概要については、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として4万7,110円を支払う。なお、本件和解のほか安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第57号は、会期内の総務産建常任委員会

で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は会期内の総務産建常任委員会  
会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第12、議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第58号を朗読説明申し上げます。

議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

安八町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、次のとおり安八町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

以下、内容でございますが、指定する郵便局の名称といたしましては、結郵便局。

郵便局の取り扱い事務につきましては1号から5号を定めまして、1号では、戸籍、除籍のいわゆる謄抄本、2号では税務関係証明、3号では住民票の写し、4号では戸籍の付票の写し、5号では印鑑登録証明書について受け付け、交付を郵便局で行うものでございます。

指定の期間としましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間でございます。ただし書きにございますように、双方とも合意するときは期間を1年延長することとして、以後同様とするものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第58号は、会期内の民生文教常任委員会

で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

お諮りします。

各委員会での審査のため、12月6日から12月13日までの8日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月6日から12月13日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、12月14日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審査を行いますので、御了承をお願いいたします。

特別委員会は何時から。

議会改革委員長、11時10分からでいいですか。議会改革特別委員会。

5 番 はい、十分です。

議長 それでは、11時10分より議会改革特別委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

御苦労さまでした。

(散会時間 午前10時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月5日

議 長            古 澤 榮 一

議 員            西 松     巖

議 員            安 井     忠



平成30年12月14日（第2日）

議 事 日 程 (平成30年12月14日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定について
- 日程第5 議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第9 議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第13 議第59号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項について
- 日程第14 議第60号 工事請負契約の締結について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古澤 榮 一

○出席議員(10名)

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 讓治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
会計管理者	堀芳弘	税務課長	坂優
住民環境課長	吉村等	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	産業振興課長	岡田立
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	馬渕佑司		

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

ことしももう余すところ18日となりまして、いろいろと気ぜわしい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまの出席数は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 小川文雄君、6番 大平文雄君に指名をいたします。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、6番 大平文雄君。

6番 皆さん、おはようございます。

第4回議会、ことしの最終でございます。

議長から発言のお許しをいただきました。私のほうから質問させていただきます。

私のほうからは、堀町長の3期目に対するお考え、あるいは意欲、そういうようなものについて明確な御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、事前にお手元でございます質問要旨について御質問いたします。

平成27年4月、8年間に及ぶ安八町第五次総合計画が策定されました。くしくも堀町政は、ほぼ同時期に2期目がスタートし、平成31年3月にて前期4年間で終了しようとしております。4月からは、さらに後期に向けて新たな計画を策定されなくてはなりません。もちろん後期計画においても、前期において未実施の案件を引き続き踏襲していかなければなりません。さらに町政における新たな課題に対する方策も盛り込まれてくるものと推測して

います。

そこで、前期4年間を振り返ってみますと、幾多の課題、案件に対して、すなわち現在継続中の案件もありますが、大手企業の撤退により疲弊した町財政の立て直し、子供からお年寄りに至るまでの住みよいまちづくりに邁進されてきました。

具体的には、まず第1に、ことし3月24日、安八スマートインターチェンジの供用開始を起爆剤として、周辺地域の市街化拡大、優良企業の誘致、税収増、労働人口増により我が町の安定した財政基盤の構築に向けて、現在着々と準備が進められており、引き続き、第五次総合計画の後期には明るい未来に向けた成果が生まれようとしています。

第2に、水道事務所並びに配水池の改築でございます。平成29年に着工し、現在順調に工事が進められていますが、水道事業というライフラインの整備は将来予想される大地震に備えた喫緊の課題になっており、今後2年間程度をめどにして完成していかなければなりません。

第3に、保育園の認定こども園への転換でございます。平成31年4月より、現在6保育園全てが認定こども園に転換され、従来の保護者の方々からの要望に応えることができます。ただし、近い将来6つのこども園は、行政施設のスリム化・効率化を目的として統合は避けて通れない課題であり、五次総合計画の後期には方向性を決めていかなければなりません。

以上述べました3つの事業は、第五次総合計画8年間のスパンの中で完遂していかなければなりません。

一方、堀町政2期目において完全実施された成果も多大であります。具体的には小・中学校空調設置、いわゆる小・中学校全校に対してエアコンが設置されましたことでございます。2番目、洋式化率の低い結小学校、東龍中学校のトイレの完全洋式化、3番目、穂積駅から安八温泉を結ぶ広域バス路線の新設、町内巡回のアンビーバスの2路線化、その他数多くの実績を残されました。

しかしながら、成果ばかりでなく、先送りした課題も多く残されています。例えば庁舎等公共施設の耐震化、安八百梅園の整備、空き家対策及び民間社宅の有効活用など、財政的制約もありますが、今後も計画的に課題として取り組んでいかなければなりません。

堀町政における2期目の実績は、現在継続中の案件を含め、多大な成果をおさめられました。しかしながら、第五次総合計画の前期部分が終了しようとしている現在、安八町には、今まで述べてきましたように、今後も引き続き取り組んでいかなければならない案件が山積しております。第五次総合計画の後期4年間も引き続き町政に身を置き、粉骨砕身、安八町のかじ取りをしていただく責務があると思っております。堀町長の3期目に向けての意欲を、明確な御答弁を希望いたします。以上でございます。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、大平議員の質問に対する回答をさせていただきます。

現在、抱えている安八町の課題、そして今までの成果を的確に御指摘をいただきましてありがとうございます。

結論から申し上げます。現在、安八町は、成長への礎となる極めて重要な時期を迎えております。広く町民の皆様から信託いただけるならば、さらなる高みを目指し、全身全霊をかけて、引き続きまちづくりを担わせていただきたいと考えています。

昭和30年の3村合併で誕生した安八町の約64年に及ぶ歴史を振り返りますと、昭和における前半の30年余りは成長の時代でありました。豊かな町を目指して、先人の方々が企業誘致に尽力してこられました。昭和40年代を中心に大手企業の誘致に成功し、おかげさまで財政的にも豊かなまちとなりました。後半の平成の30年間は投資の時代であります。豊かな財政力を背景として、公共下水道など、さまざまなインフラ整備に邁進してきたことにより、私たちは豊かな生活を享受できるようになりました。フルスペックでさまざまな施設が整備され、さらには町営の温泉施設やゴルフ場もあり、恵まれた立地条件も重なり、先人が目指した豊かなまちを実現することができました。

しかしながら、平成の時代を終えようとする中で、大手企業の撤退などもあり、今まで支えてくれていた豊かな基盤が揺らぎ、安八町は大きな岐路に立たされております。

その中で、ことし3月24日に町内を通る名神高速道路に安八スマートインターチェンジが完成、そして供用開始となりました。長い年月と経費はかかりましたが、豊かな基盤を再び築き上げるための夢へのかけ橋を私たちは手にすることができたと考えております。

再びまちづくりを担わせていただくことができましたなら、議員御指摘のスマートインターチェンジ周辺の市街化の拡大、企業誘致、水道事業などのライフラインの整備・強化、認定こども園の統合などを含め、第五次総合計画の基本理念として掲げる「社会経済情勢に左右されない、落ち着いたスリムで足腰の強いまちづくり」をしていきたいと考えています。

幕末の志士、吉田松陰の「かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂」と、こういった有名な歌がございます。苦しい時代のかじ取りと覚悟して、この職について約8年、今日まで自身が突き進んでこられた原動力は、生まれ育った安八町に対する郷土愛であり、使命感であります。安八町にとっても、今がまさに正念場であります。全身全霊をかけてまちづくりを担い、先人が築いてこられた豊かな町を若者や子供たちにつないでいきたいと考えております。

以上、大平議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平議員。

6番 ありがとうございます。

お聞きしますところによりますと、3選に出馬する意欲が高いということで、勇気ある御決断ということで伺っておきます。

今、町長が言われましたように、私も述べましたように、本当に課題は山積しております。まだまだ事業の半ばということで、五次総合計画の後半4年間は全身全霊で、先ほど申しましたように粉骨砕身、身を粉にして、そういう気概がありましたら、3選を目指して頑張りたいと思います。勇気ある御決断ありがとうございます。答弁は要りません。

議長 それでは次、7番 岩田讓治君。

7番 皆さん、おはようございます。

師走の大変お忙しい中、多くの傍聴の方に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは、どう組む、平成31年度予算と題して町長さんへ質問をさせていただきます。

平成19年度予算から公表が義務づけられました自治体財政に関する健全化判断比率の4つの指標が9月の議会全員協議会で公表されました。もちろん

広報「あんばち」でも公表されました。

これは、北海道の夕張市が、第三セクターや公営病院など事業会計に隠された赤字を見抜けず、夕張市が破産に追い込まれたという反省から、各自治体は事業会計を含めた連結実質赤字比率などの新しい指標を算出し、公表することが義務づけられたものでございます。

この指標により、全国の自治体は再生団体、これは一般の会社でいいますと倒産という形になろうかと思えます。それから早期健全化団体、これは自力で立ち直れない会社というふうに御理解いただければよろしいかと思えます。そしておおむね健全団体、3つのグループに分類されるということでございます。

当町は、それぞれの指標は健全な基準の範囲にありますが、おおむね健全団体ということになっております。しかし、このおおむね健全団体の中にもやはりピンからキリまでございまして、これからその内容は御説明をさせていただきます。

先般公表されました実質公債費比率は、一般会計が負担する借金の比率を申します。県下42市町村の平均は5.8%に対し、当町は悪いほうから5番目の自治体で12.2%と高く、ここ数年高い値で推移をしております。つまり、借金の割合が少しずつ高くなっているのをございます。

また、将来に向かって示す将来負担比率、県下で当町は悪いほうから2番目で97.2%、当町の財政は将来も大変厳しいことが予想されます。

基金の残高を見ましても、これは一般会計でいいますと、定期貯金みたいなものでございまして、平成27年度には6億5,000万円ありました。翌年28年度には5億円に減り、そして昨年度29年度は2億4,000万円に減ったということでございます。そして、29年度末の借金は何と134億5,000万円でございます。そのうち臨時財政対策債がこの中に含まれておりまして、これは町が国にかわって借金をしているものでございまして、将来、国が町に返さなければいけないということございまして、これは36億円でございます。差し引いても約98億円の借金がございます。そのうち約64億円が下水道の借金でございます。

このような状況ですから、町の経常収支比率は臨時財政対策債を含めても84.2%と高く、町が新しい事業をしたり、積極的かつ多額の投資は難しいと

思われます。また、財政力指数を見ても、ここ3年間は0.63と低く、留保する財源が少ないことがうかがわれます。

このような財政難の中、安八町をどのような方向に向かわせようとお考えなのか。また、平成31年度予算編成時期に当たり、どのように予算を組まれるのか、主たる事業を何に置くのか、町長さんに具体的に施策をお尋ねいたします。以上でございます。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、岩田譲治議員の財政に関する御質問にお答えをさせていただきます。

本町の財政状況は、岩田議員が御懸念されるとおり、非常に厳しい状況でございます。実質公債費比率、将来負担比率などの財政の健全化をあらわす指標につきましては、岩田議員御指摘のとおり、健全な範囲にあるものの、健全化が危ぶまれる高い数値を示しており、県下でもワーストに近い位置にあります。この判断比率は、当面は高い数値で推移していくと予測をしております。

また、地方債の償還、医療費の助成などの扶助や下水道事業会計への繰り出しなどが増額しており、経常収支比率も高く推移しており、財政の硬直化が進んできております。基金残高を見ましても、ほぼ枯渇に近い状況にあり、災害など不測の事態に見舞われたときへの対応に苦慮することになります。財政力指数につきましては、過去に1.0に近く届いたときもありますが、その後しばらくは0.7台前後を推移しておりました。財政的には余裕がありましたが、今では0.6台にまで落ち込んでおり、普通交付税に頼らざるを得ない状況にあります。交付税に頼ることのないよう、自主財源比率を高めることも重要となります。

財政的に厳しい中にありますが、財政状況の好転を図るため、スマートインターチェンジ周辺の土地利用の見直し、企業誘致をメインに推進しているところであります。どうしても大手企業さんが全盛であったころが思い浮かびますが、多種多様な企業さんの立地や、百梅園などの多くの方々に訪れていただき、まちの発展、活性化につなげ、第五次総合計画に掲げる「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」の実現に向け、努力をしていきたいと考えております。

ただいま平成31年度予算の編成を進めておりますが、経常的な経費がかさみ、財政の弾力性が損なわれ、非常に厳しい状況にあります。経常的経費の削減は急にできるものではありません。企業誘致にしましても、町財政に即座に効果があらわれるものではございませんが、できる限り早期に健全な行財政が運営できる土台、体制を整備することを念頭に置き、考えております。

主たる施策、事業についてでございますが、新規事業を取り入れることは現在難しい状況にあります。ただいま策定しておりますが、第五次総合計画後期実施計画との整合を図り検討してまいりたいと考えております。

基本的には、これまでの事業を継続していく考えですが、まちづくりにかかわる土地利用の見直し、総合戦略の次期計画の策定、道路交通網の整備としまして、町内への交通量を分散させるために、早期にアクセス道路の長良川堤防への接続や町内幹線道路の補修、通学路などの整備にも取り組んでいきたいと考えております。

また、新年度から保育事業が新たに認定こども園に移行する計画でございますが、この事業が円滑に進むよう、施設、これはエアコンの設置とかに向けた調査、検討を含めておりますが、そういった体制の整備も必要になると思っております。

水道事業会計では、配水場の更新も継続して進めていきます。公共下水道事業会計におきましても、盛り込む事業がございます。

これまで、急ぐ余り少し浮き足立ったところもありますが、強い信念、危機感を持って行財政運営に努めてまいり所存でございます。どうか御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田議員。

7番 どうもありがとうございました。

具体的な施策をというふうにお願いをいたしましたところ、エアコンとかアクセス道路とか水道とかいう具体的なお話が聞けました。確かにこれは大変重要な問題だと思います。優先順位をつけていただきまして、ぜひとも町民の豊かな、あるいは子供たち、老人を大切に作る福祉的な部分も含めまして、今後ともこの予算、しっかりと組んでいただきまして、我々町民の豊かを実現させていただけるような予算にさせていただきたい。よろしくお願

たします。答弁は結構でございます。終わります。

議長 それでは次、1番 西松幸子君。

1番 それでは、通告に従いまして、私のほうから2点質問させていただきます。

まず初めに、住民の福祉、暮らし優先の予算編成と「子育て支援」の拡充をについて質問します。

安倍政権は、介護制度の切り下げや医療費の負担増など、国民が最も切望する社会保障の多くの分野で施策を後退させ、その肩がわりを自治体に押しつけています。また、国保の都道府県化の強行は、国保料・税のさらなる大幅引き上げの危険や不安を広げています。こうした安倍政権の姿勢は、地方創生どころか、住民の福祉のための機関としての自治体の役割を壊すものであることは明らかです。こうした政治に自治体がどう立ち向かうかが問われています。

以上の立場から、新年度予算の編成作業について、3点伺います。

1. まず予算編成に臨む町長の基本的姿勢はいかなるものでしょうか。住民が望む福祉と暮らし、教育などの施策の充実はどう臨まれるのでしょうか。

2. 今、少子化や人口減少対策として、子供の医療費助成を高校生世代まで拡大すべきと、これまで毎年提案し続けていますが、いまだに実現しておりません。町の姿勢が問われており、ほかの市町のように早急に実現すべきと考えますが、いかがですか。

3番目に、人口減少対策としての移住や定住につながる新たな施策はお考えでしょうか。

2番目に、ひきこもりの支援について伺います。

全国で100万人いるとも言われ、大きな社会問題となっているひきこもりについて伺います。

ひきこもりは、本人の努力によって解決を試みるという単純な問題ではなく、周囲と社会がいかにひきこもりを理解し、つき合っていくかということに鍵があると思われまます。社会との関係を持たなくなってしまうという一つの行動で説明される事象でありながら、その背景要因と、それにまつわる心のありようは多層的であり、ひきこもり状態にある当事者やその家族にとってみれば、いまだに一体どこに相談したらいいかわからない、あるいはどこに相談したらいいか迷う状態が続いているのではないのでしょうか。

県のほうでは、ことしの9月時点でひきこもりの実態を把握する方法を検討しているということです。当町には介護する方たちが集える場があると聞いています。毎日大変な生活の中で、話し合えることで元気をもらえ、またあしたから頑張ろうという気持ちになれるのだと思います。ひきこもりの支援について、まずは広報紙等でひきこもりの家族の会をお知らせして、悩みを話せる場所づくりから取り組んでみてはどうでしょうか。

11月26日、大野町で悲しい事件が起きてしまいました。悩みを話せる場所があったのなら防げたかもしれません。

以上のことについて、担当課長に伺います。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、西松幸子議員の御質問に対しまして回答させていただきます。

私からは、新年度予算の関係につきましてお答えをさせていただきます。

1点目の予算編成に臨む基本的姿勢、また福祉と暮らし、教育などの施策の充実についてでございます。

ただいま予算編成の真っ最中でございます。財政状況は極めて厳しく、新たな施策、事業を取り入れるのもままならない状況にあります。限られた財源をいかに有効に活用するか苦慮しておりますが、まずは健全財政の確立、堅持を基本とし、まちの活性化、住みよいまちづくりを目指す予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

現段階では、具体的には申し上げられないところもありますが、福祉の関係では、新年度から保育事業が新たな方向、認定こども園へ移行する予定でございます。この事業が円滑に推進できますように、エアコンの設置の調査検討や体制の整備などが必要であると考えております。また、子育て支援計画の改定も取り入れたいと考えております。

2点目は、少子化、人口減少対策として、医療費助成を高校生世代まで拡大すべきとの御提言でございます。

これまでも御提言をいただいておりますが、移住・定住施策など、人口増加対策等、総合的に検討させていただきたいと今までお答えをさせていただいております。この対応方針の決定が長引いており、まことに申しわけなく思っております。既に西濃地域の多くの自治体で実施されているところでございますが、導入に当たっては、国保連合会、行政情報センターなど、関係

機関との調整、システム改修費など初期投資が必要となります。財源の確保という大きな問題もございますが、第五次総合計画の後期計画は平成31年から平成34年までの4カ年でございます。そして、次期まち・ひと・しごと総合戦略、これは平成32年から平成36年までの戦略でございます。そういった各種まちづくりの計画の中で、他の施策とも十分に調整し、具体化していきたいと考えております。

3点目、人口減少対策として、移住・定住につながる新たな施策はについてでございます。

基本的には、これまでの施策を継続していく考えでございます。特に雇用の場を確保するということが、移住・定住施策に大きな効果が期待できると思っております。そのためにも、引き続き企業誘致を最優先に推進してまいりたいと考えております。財政的には厳しい制約を受ける中にありますが、最小限の費用で最大の効果を上げられるように知恵を絞り、まちづくりを進めていきたいと考えております。どうか御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、新年度予算の関係につきましての回答とさせていただきます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の2つ目の質問、ひきこもりの支援についてお答えいたします。

ひきこもりとは、家族以外との人間関係がなく、社会参加をしていない状態が持続していることをいいます。特徴としては、親や家族との会話を一切しない、学校や仕事を休みがちになり、ついには行かなくなる。また、暴力的になる。人とコミュニケーションをとらないなどが上げられます。

ひきこもりの原因の要素には幾つかございます。周りになじめない、いじめに遭った、親の過保護、受験や就職の失敗、また不登校や定年退職、要介護認定などをきっかけとして、ひきこもりの状態に陥ることもございます。そのほかの原因としては、統合失調症や発達障害、対人恐怖、被害妄想、抑鬱症状、家庭内暴力など、精神疾患が隠れている可能性もございます。この場合は、ひきこもりの根本にある病気を診断し、それを治療することが望まれます。しかし、ひきこもりを未然に予防することは非常に難しいものでございます。

そこで岐阜県では、平成28年6月にひきこもり地域支援センターを開設し、家族の集いや本人の集いを開催しております。家族の集いでは、家族の悩み共有、不安軽減、孤立化の防止を図っております。本人の集いでは、ひきこもりで悩んでいる方や、外へ出るきっかけが欲しい方の悩みの情報交換、また軽スポーツやゲーム、料理などの体験活動などを行っております。さらに県では、ひきこもり支援ガイドブックという冊子を作成し、県内市町村の相談窓口を掲載しております。安八町においては、福祉課、保健センター、社会福祉協議会を登録、掲載しております。

一方、当町におけるひきこもり支援に対する取り組みとしては、臨床心理士による心の相談日を毎月第1月曜日に開催しておるほか、心の相談専用ダイヤルを保健センター内に設けております。この平成30年4月から11月までの間、相談日に9件の相談があり、そのうち3件がひきこもりに関する相談でありました。また、専用ダイヤルでの電話相談は6件でございましたけれども、ひきこもりに関してはございませんでした。この心の相談日及び専用ダイヤルにつきましては、いずれも全戸配付しておりますいきいきカレンダー、そして広報紙に掲載をしております。

このひきこもり問題につきましては、デリケートでプライバシーに関することでもあり、その把握及び画一的な対応については難しい面がございます。当町では、引き続き相談窓口の周知を町民の皆様に図りながら、相談者のケースに応じて臨床心理士や保健所、病院等、外部の専門機関につなぐなど、個別対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、家族の方の意向がございましたら、行政としても支援をしていきたいと考えております。どうか御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、西松議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございます。

1点目の新年度予算と医療費助成の拡大に関しましては、これまで平成27年から本日と4回質問してまいりました。しかしながら、毎回財政状況が厳しく、新たな施策は取り入れられない、定住施策とともに総合的に考え検討

しますということでした。もっと斬新な発想のもとに人口増加や移住・定住につながる高校生世代までの医療費助成を早急に拡大すべきだと思います。輪之内町や神戸町、近隣市町は既に実施しています。町民の皆さんも、いつになったら安八町は高校生世代までの医療費助成が実現するのかと厳しい声を聞きます。このままだと、支援の手厚い他町へ子育て世代は定住を考えることになるのではないのでしょうか。財政状況が厳しいことはわかっておりますが、そこでもう一度伺います。いつになったら実施されるのでしょうか。

議 長 町長 堀正君。

町 長 西松幸子議員の再質問、具体的な時期、いつになったらという再質問でございます。

高校生の医療費の無料化につきましては、この安八町の第五次総合計画で「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」という将来像のもとで、8つの基本目標を掲げて、さまざまな事業を展開しております。その1番目に掲げてありますのが、子育て・教育でございます。あすを担う人づくりに向けて、子育て・教育環境の充実を最重要課題として位置づけているところでございます。重要な課題と認識し、位置づけておるところでございます。

ただ、それより最優先されるのは、健全財政の堅持であると私は考えております。どんな事業を行うにも原資が必要でございます。単年度で終わる一時的な事業ではございません。一度始めれば、やめるということはなかなか難しいことでございます。毎年、それに多額の経費がかかることとなります。

そういったことから、現在の安八町の財政状況では、現在は難しいと判断をしております。現在の安八町の経常収支比率84.2%、その前年は87%ぐらいございました。例えば、この高校生の医療費の無料化を導入しても、この健全化比率がこれ以上悪化しないような経常的な財源の削減ができるような対策とあわせて実施できるように、今検討を進めているところでございます。具体的な時期を明確に示すことは、現在の段階、できないと考えております。

以上、西松幸子議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 西松幸子君。

1 番 ありがとうございます。

町長の今の御発言、重々理解しております。いつになるかわからないとい

う状況であります。他町との関係もよく考えていただきまして、一日も早い実施に向けて、よろしくお願ひしたいとも思います。

またひきこもりの支援についてでございますが、大変難しい問題であります。やはり家族が悩みを共有し合える、苦しみを話せる場所づくりは必要だと思ひますので、話すことで気持ちが少し楽になるのではないのでしょうか。そういう点から、そういう場を設けていただくようにお願ひしたいと思ひます。

答弁は要りませんが、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

議長 次、5番 小川文雄君。

5番 発言のお許しをいただきましたので、私のほうから安八町のまちづくり、その計画についてお尋ねをいたします。

例年この時期になりますと、一番の関心事は、新年度どういう事業をどのように計画して、どう進めていくんだらうかなという点が、非常に大きな関心事だと私は思ひます。今、その真ただ中の時期でございます。

それと、ことしは特に御質問の中にもございましたように、第五次総合計画のちょうど中間点、前期基本計画がどのように進捗されてきたんだらうかと。あるいはまた後期に向かつて、どのように具体的に計画がなされるだらうかという特異な年でもあります。さらに加えますと、冒頭、大平議員からの御質問がありましたように、堀町政2期目の最後の年を3期目に向けてどう取り組んでいただけるかという関心事の3点が、ことしはこの時期に集中したということございまして、私も含めて議員各位もその観点から御質問があったというふうに理解をしておりますが、大変申しわけございませぬ。私も全く同じ内容を聞きたいと。ただ、切り口が少し違ふかもわかりませぬが、お聞きしたいということで登壇したわけでございますけれども、くしくも町長さんにお答えいただく内容はほぼ同じにならうかと思ひますが、3遍、4遍の繰り返しになるかもわかりませぬが、あえてここで御質問をさせていただきます。

繰り返しになります。第五次総は27年度スタートということで、ことし4年が過ぎようとしておりまして、前期基本計画を総括するとともに、後期基本計画を策定しなければならないという時期となっております。

特に第五次総につきましては、くしくも議会初日の町長さん御挨拶の中に

その意を表明されました。

そこで、総合計画を進めるに当たって、計画期間の中間点となる新年度の当初予算の編成方針、あるいは重点施策について町長さんにお尋ねをいたします。御答弁、繰り返しになるかも知れませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、前期計画の進捗状況と後期計画の策定に関する次の項目につきまして、企画調整課長さんにお尋ねをいたします。

まず前期基本計画の進捗状況でございますが、基本計画の中では事業の進行管理を明確にするために、その多くが主要指標として数値をもって掲げられております。先ほど町長さんもお開きになっておりました計画がこれでございますが、例えばこの中にありますように、学校教育を充実しましょうという施策がございまして、その中に小・中学校の空調設備の設置率何%にしますよという目標値が書いてございます。はっきり言いますと、これは平成30年度の目標値でございますが、40%と書いてございます。あるいはまた、高齢者福祉の充実という中に、シルバー人材センター登録者が何百人、老人クラブの加入率が何%という数字も書いてございます。そのように具体的に数値でもって示されております。

今、ちょうど折り返しの時点で、まだ若干の日にちはありますが、この30年度目標の数値達成率がいかなるものでしょうかというのが前段の私の質問でございます。それを十分に検証しながら、達成しているもの、あるいはまた達成半ばにあるもの、そういったことで分類をしていただきまして、その状況につきまして御説明をいただきたいというのが前段の進捗状況のお尋ねでございます。

さらに、後期基本計画の策定についてでございますが、前期の計画の進捗状況を十二分に総括をしていただきまして、堅実でかつ大胆な計画をお願いしたいということでございます。

そこで、後期基本計画の策定の方法について、その方向性と重点施策は何なんですかということでございます。

それから、そういった施策をどういうタイムスケジュールで取り組んでいただけるのかということでございます。

いずれの点につきましても、企画調整課長さんにお尋ねをいたします。丁

寧かつ明瞭なる御答弁をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、小川文雄議員の御質問の新年度予算編成方針と重点施策につきましてお答えをさせていただきます。

新年度、平成31年度は、第五次総合計画、これは平成27年度から平成34年度までの8カ年を計画期間とするものでございます。この後期計画期間のスタートの年となります。後の質問で詳しくお答えをさせていただきますが、ただいま前期計画の検証を行っているところでございます。積み残しとなっているもの、検討の途中となっているものもありますが、十分に精査して、後期基本計画の策定を進めていきたいと考えております。

さて、新年度の予算編成の関係でございますが、取り入れたい事業は多くありますが、それに対する財源が逼迫しております。健全財政の確立、堅持を基本とし、第五次総合計画後期基本計画との整合を図って進めていきたいと思っております。

重点施策でございますが、まちづくりの根幹となるスマートインターチェンジ周辺の土地利用の見直しの関係で、都市計画マスタープランの策定やまち・ひと・しごと創生総合戦略の次期計画策定、これは平成32年度から36年度にわたる計画でございます。その計画の策定を取り入れていきたいと考えております。

道路交通網の整備といたしましては、県道間アクセス道路の整備、通学路の整備など、国の交付金を受けながら計画的に整備していきます。

また、児童福祉の分野では、認定こども園への円滑な移行や、子育て支援計画の策定の関係を盛り込みたいと考えております。認定こども園では、エアコンの設置に向けた調査検討も必要であると考えております。

あと、小・中学校、温泉、学校給食センターなど、公共施設や設備の改修なども手がけなければならないところも多くありますが、十分に精査し、財源を有効に活用していきたいと考えております。

水道事業では、継続事業として配水場の更新を進めていきたいと考えております。行財政の両面にわたり非常に厳しい状況にありますが、公共施設のあり方、町有財産の活用など、行財政改革にも真剣に取り組み、強固な行財

政基盤の確立に取り組んでいきたいと考えております。

議員各位におかれましても、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。1点目の回答とさせていただきます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川文雄議員、2つ目の御質問、第五次総合計画前期計画の進捗状況と後期計画の策定につきまして、お答えをさせていただきます。

安八町では、平成27年度にまちづくりの最上位計画となる安八町第五次総合計画を策定いたしました。「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」を将来像に掲げ、8つの基本目標とそれにつながる施策、ストロング8をもとにまちづくりを進めてまいりました。

策定から4年が経過し、前期基本計画の指標の進捗状況といたしまして、主要指標の目標値達成率は、達成したものや目標に達していないものなど、指標ごとにさまざまな結果となりました。

施策として達成できたものとして、小・中学校の空調設備設置率、安八温泉介護予防教室回数、名阪近鉄バス（岐垣線・羽島線）の年間利用者数、下水道接続率、自主防災訓練実施地区数、1年間の交通安全教室の参加者数、安八百梅園の年間来園者数、町ホームページのアクセス数などが上げられます。

続きまして、達成が困難であり、目標値の見直しが必要なものといたしまして、主なものとして、シルバー人材センター登録者数、防災行政無線普及割合につきましては、見直しの検討をさせていただきます。

今後は、31年度から後期基本計画の4年間の間で、全ての主要指標が目標値を達成できるよう担当部局ごとに進めてまいりたいと考えております。

続きまして、後期基本計画の策定方法とスケジュールについて説明をさせていただきます。

前期基本計画の進捗状況について、主要指標の実績値の把握、施策の見直しを含めた各担当課からの報告をもとに、副町長及び課長以上で構成します総合計画策定委員会にて後期基本計画案をまとめてまいりました。

主な計画案としましては、スマートインターチェンジを核とした新たな企業誘致の推進や、安八温泉、安八百梅園等、観光拠点の広域ネットワークの構築など、魅力あるまちづくりを今後一層進めてまいります。

今月の21日に議会議員の皆様や区長会等の代表者で構成されます総合計画審議会を開催させていただき、後期基本計画案についての御意見を頂戴いたします。また、広く町民の皆様の御意見をいただきたく、1月にパブリックコメントを実施いたします。審議会やパブリックコメントでいただいた御意見をもとに、後期基本計画の最終案を策定し、2回目の審議会で諮問し、答申を受けた後、3月議会へ後期基本計画の上程をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、小川文雄議員の回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ありがとうございます。

五次総合計画につきましては、かなり具体的にお聞きすることができました。ありがとうございます。

私自身思うんですけども、ほかの人もそうお感じになった方もお見えと聞いておりますが、二言目には財政が逼迫しておると、お金が足りない、健全財政に何とか早くというようなお言葉で、いろんな御説明をいただく機会がたくさんあります。きょうもそういうような御答弁がありました。私も確かにそのとおりだと思いますが、先に何の喜びもない生活を、ただ今生活が苦しいから我慢して、粛々と生きていきなさいよなんていう夢のない行政なんていうのはいかがでしょうか。寂しい限りじゃないでしょうか。今今大盤振る舞いをせよとは言いませんが、せめて五次総合計画後半の4年間、何とかお金のかからない方法で大胆に斬新に、今までの概念に捉われずに、新しい考え方でまちづくりに挑戦してみてはいかがでしょうかということでございます。

そういう知恵なくして安八町の将来を語る資格はないと、ちょっと暴言ですけれども思います。町長さん、3期目の決意をお聞きしました。執行部の皆さんとともに、新しい知恵を出し合って、新しい安八町のまちづくりに御尽力いただきたいというのが私のまちづくりのお願いでございますので、ぜひひこの気持ちを酌んでいただきまして、取り組んでいていただきたいというふうに思います。

あえて御答弁は要りませんので、私の気持ちだけお伝えをして、質問を終

わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。それでは、11時20分より再開をいたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長 再開をいたします。

---

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 小川文雄君。

5 番 議会改革特別委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、平成30年12月5日水曜日、午前11時10分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。審査件数は2件でございます。

1件目は、議会報告会のあり方について。これにつきましては、いろいろ検討をしました結果、来年度も今までどおり同じスタイルで行うということになりました。なお、議会報告会の日程については、3月の委員会に諮る予定でございます。

2つ目でございますが、議案の賛否について、誰が賛成、反対したかを議会だよりにて公表するという件につきましては、事案が発生したその都度委員会で協議するということとなりました。

少数意見の留保はございません。

その他もございません。以上でございます。

議長 民生文教常任委員長 碓井昭夫君。

2 番 民生文教常任委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により御報告をさせていただきます。

記としまして、日時でございますけれども、平成30年12月6日、午後1時30分から。

出席者は委員全員と関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果でございます。

議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）並びに議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査をいたしました。

審査の結果でございますけれども、当委員会にかかわる部分につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

最後に、議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見留保の有無につきましてはございません。

その他としまして、現地視察を行いました。西南濃粗大廃棄物処理センターを視察し、廃棄物リサイクルや施設の特徴について御説明を受け、皆さんで視察をさせていただきました。以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 小川文雄君。

5 番 総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

日時、平成30年12月7日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果。

議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定について、議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）について審査をいたしました。

審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

最後に、議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見留保の有無はございません。

その他といたしまして、建設課より民間ブロック塀等点検結果について資料に基づいて説明がございました。

現地視察では、県道間アクセス道路（北方多度線）でございますが、整備工事の状況や今後の計画について説明を受けました。なお、この工事請負契約の締結につきましては、議会の議決が生ずるため、最終日に上程される案件でございます。以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

---

議長 日程第4、議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第5、議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第13、議第59号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

提出者 渡邊明博君。

10番 発案書。議第59号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月14日提出。提出者、安八町議会議員 渡邊明博、賛成者、安八町議会議員 岩田讓治、安八町議会議員 小川文雄、安八町議会議員 碓井昭夫。安八町議会議長 古澤榮一様。

提案説明でございますが、地方自治法第180条第1項の規定による町長の

専決処分事項。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

(1) 町が当事者となる和解及び調停で、その目的の価格が1件30万円以下のものに関する事。

(2) 法律上町の義務に属する1件30万円以下の損害賠償の額を定める事。

附則といたしまして、この議決は告示の日から施行するという事でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 それでは、本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は原案どおり可決いたしました。

---

議 長 日程第14、議第60号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の最終13ページをお願いいたします。

議第60号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第60号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成30年12月14日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事第1工区。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、1億6,956万円。4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵518番地、高田建設株式会社、代表取締役 高田英雄。

本件は、県道間アクセス道路東への延伸に伴う工事で、長良川右岸堤防道路県道北方多度線に沿い、主に南進部の町道及び水路のつけかえ、自転車道の移設、県道部堤防拡幅に伴う盛り土工事を行うものでございます。

工事の請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年第4回安八町議会定例会を閉会いたします。

なお、全員協議会を午後1時30分から開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

(閉会時間 午前11時40分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月14日

議 長           古 澤 榮 一

議 員           小 川 文 雄

議 員           大 平 文 雄